



2026 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 シ ュ ッ ピ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 C E O 齋 藤 仁 志
(コード番号：3179 東証プライム)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 C F O 園 大 典
(TEL. 03-3342-2944)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 16 日開催の臨時取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式の処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処 分 期 日	2026 年 11 月 13 日
(2)	処 分 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 12,022 株
(3)	処 分 価 額	1 株につき 1,106 円
(4)	処 分 総 額	13,296,332 円
(5)	株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役 5 名 12,022 株 (うち社外取締役 5 名 12,022 株)

2. 処分の目的及び理由

当社の取締役の報酬につきましては、2018 年 6 月 26 日開催の第 13 回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬枠をご承認いただき、今日に至っております。

今般、新たな「モニタリング・ボード体制」への移行に伴い、独立した客観的な立場から実効性の高い監督機能を果たす社外取締役につきましても、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値の向上に強くコミットする体制をより強固なものとするを目的として、これまでの対象範囲を見直し、新たに社外取締役を含む当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

また、本制度では、株式交付の手続きについて、従来のような金銭報酬債権の付与及び現物出資という手続きを経ずに、金銭の払込み等を要しないで当社普通株式を発行又は処分する方法を採用いたします。

2026 年 9 月 29 日開催の臨時株主総会において、本制度の導入についてご承認いただいたことから、これまでの譲渡制限付株式に関する報酬枠を廃止し、旧制度に基づく以後の新たな付与は行わないことといたしました。なお、これまでに当社の取締役（社外取締役を除く。）との間で締結済みの譲渡制限付株式割当契約は、

引き続き有効として取り扱います。

今回の各対象取締役に対する個別の割当株数及び支給内容につきましては、2026 年 9 月 29 日開催の臨時株主総会におけるご承認を踏まえ、独立社外取締役が委員長を務め、構成員の過半数を独立社外取締役で構成する『指名報酬委員会』において、対象取締役の職責、当社の企業価値向上への貢献度並びに各種定量的・定性的な要素を総合的に勘案して慎重に審議・答申がなされ、これを受けて本日開催の取締役会において決定されたものであります。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役による金銭の払込み等を要しないで、事前交付により当社の普通株式を発行又は処分し、割当てを行う譲渡制限付株式報酬制度です。

本制度に基づき、金銭の払込み等を要しないで新たに対象取締役に交付する当社普通株式の報酬額の総額は年額 140,000 千円以内（うち社外取締役分は年額 70,000 千円以内）、交付する当社普通株式の総数は、1 事業年度当たり 70,000 株以内（うち社外取締役分は年 35,000 株以内）といたします。（ただし、2026 年 9 月 29 日開催の臨時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社株式の株式分割又は株式併合等が行われた場合には、当該総数および調整前の金銭的価値を合理的な範囲で調整します。）

また、各対象取締役に交付する当社株式の具体的な報酬額の算定に当たっては、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で決定いたします。本制度に基づく各対象取締役への具体的な交付時期及び配分につきましては、独立社外取締役が委員長を務める「指名報酬委員会」における慎重な審議・答申を経て、取締役会において決定いたします。本制度に基づく対象取締役への当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。

今回、本制度の目的、対象取締役の職責その他諸般の事情を勘案し、対象取締役 5 名に対し、当社普通株式 12,022 株を付与することといたしました。

本自己株式の処分において、当社と対象取締役との間で締結される本割当契約の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

本制度に基づく対象取締役への当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。

（1）地位（在籍）の継続要件及び譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、割当てを受けた日から 3 年間（又は当社の取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの期間のうち、取締役会が予め定める期間）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

原則として、対象取締役が上記（1）で定める期間中、継続して当社の取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものといたします。

（３）死亡退任時又は組織再編等における特例取扱い

対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間満了前に退任した場合、又は譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等において当社の株主総会による承認を要しない場合は、当社の取締役会）において承認された場合には、取締役会が予め定める基準に従い、合理的に算定される数の本割当株式について、退任直後の時点又は当該組織再編等の効力発生日に先立つ所定の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

（４）マルス・クローバック条項

上記（１）から（３）に基づき譲渡制限が解除されないこととなった本割当株式の全部について、当社はこれを当然に無償で取得（没収）いたします。また、対象取締役について、譲渡制限期間中又は譲渡制限解除後において、重大な会計上の修正、当社への重大な損害の発生、法令若しくは社内規程違反等の一定の非違行為が生じたと当社取締役会が認めた場合には、当社は、本割当株式の全部若しくは一部を当然に無償で取得（没収）し、又はすでに譲渡制限が解除された当社株式（これらに相当する金銭額を含みます。）の全部若しくは一部の返還を請求できるものといたします。

（５）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されるものといたします。

４．払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式の処分は、本制度に基づき割当予定先に対して金銭の払込み等を要しない株式交付として行われるものです。その払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年10月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,106円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

５．補足事項（希薄化率等）

本自己株式の処分により交付される株式総数 12,022 株は、当社の 2026 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（21,354,291 株）に対し約 0.06%（単元数 120 単元、総株主の議決権数 210,504 個に対し約 0.06%）に相当し、希薄化率の影響は極めて軽微であります。

以 上